

防災マニュアル

医療法人社団協友会

介護老人保健施設 リハビリケア船橋

介護付き有料老人ホーム きゃろっと

指定居宅介護支援事業所リハビリケア船橋

災害対策委員会 平成30年6月6日

防火管理規程

第1章 総則

I 目的

この規程は消防法第8条第1項の定めるところに基づき、介護老人保健施設（リハビリケア船橋、介護付き有料老人ホーム きゃろっと（以下、施設という））における防火管理業務について、必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防防止ならびに人命の安全を図る事を目的とする。

II 適用範囲

本規程は、施設に勤務する者及び入所者、その他施設に出入りする者に適用する。

III 防火管理者の任命

(1) 防火管理者は管理権限者の指名を受け、本計画を実施遂行するものとする。

(2) 防火管理者の業務

- イ. 消防計画の作成、検討及び変更
- ロ. 自衛消防訓練の企画・実施
- ハ. 防火上の点検、検査の実施及び監督
- ニ. 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- ホ. 人員の管理
- ヘ. 防火管理に必要な事項の計画・遂行・報告
- ト. 消防機関との諸連絡

IV 消防機関との連絡

防火管理者は下記業務につき所轄消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出（改正の場合はその都度）
- (2) 建物及び諸設備の使用変更時の事前手続きならびに連絡
- (3) 消防用諸設備の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請
- (5) その他の法令に基づく報告ならびに届出

第2章 防火管理組織

I 災害対策委員会

災害が発生した場合の入所者等の保護体制（別途災害対応マニュアル）及び防火管理について施設長の諮問機関として「災害対策委員会」を設ける。

II 委員会の構成

- (1) 施設長
- (2) 事務長
- (3) 介護看護部長
- (4) 防火管理者（災害対策委員長）
- (5) 看護職員
- (6) 介護職員
- (7) リハビリ職員
- (8) 支援相談員
- (9) 管理栄養士
- (10) 居宅介護支援事業所 介護支援専門員
- (11) 事務職員

III 委員会の任務

災害対策委員会の任務は次のとおりとする

- (1) 消防計画の作成・検討ならびに変更
- (2) 消防訓練の計画・実施（年2回以上）
- (3) 防火上必要な教育の企画・実施
- (4) その他、防火管理の必要な事項の検討・実施
- (5) 防災マニュアル、災害対応マニュアルの作成と定期的な見直し

IV 委員会の開催

委員会は原則として毎月1回開催することとし、防災上緊急事態が生じた場合は、委員長が開催日を決定し、委員の招集をする。

V 委員会の任期

委員の任期は毎年4月1日～翌年3月31日までの1年とする。ただし再任は妨げないものとする。委員の退職、異動に伴い欠員となった場合、速やかに補欠委員を決定するものとする。また補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 火災予防管理

I 予防管理組織の構成と任務

通常火災管理ならびに敷地及び建物内の点検・整備また消防用設備の点検・整備の管理組織を防火管理者の下、防火担当責任者、火元責任者、点検検査責任者と構成し、任務区分を次のとおり定め予防管理の徹底を図る。

区 分	任 務
防火担当責任者 (施設長)	①担当区域内の火気責任者に対する指導監督ならびに防火管理者に対する援助
火元責任者 (各階主任)	①担当区域内の火気管理 ②担当区域内の火災使用器具、諸設備の日常維持管理 ③地震時における火気使用器具、設備等の安全確認 ④防火担当責任者の補佐
点検検査責任者	①電気設備保安業者と連絡をとり、電気配線・電気機器等の予防管理及び検査 ②防火戸・排煙装置等の管理点検 ③炊事用具、暖房機器、湯沸し等の火気使用箇所の管理点検 ④非常口、避難階段等の点検整備

II 消防用諸設備の点検

消防用設備等の点検については、消防法第17条の3の3並びに消防法施行規則第31条の4により年2回以上消防設備士もしくは消防点検資格者に点検させ、その結果を消防署長に届け出なければならない。

消防設備	点検基準	業務委託
消火器 スプリンクラー設備 自動火災通知設備 非常放送設備 誘導灯 火災通報装置 防災垂れ壁 移動式粉末消火設備 防火水槽	外観機能検査 概ね6ヶ月に1回 総合点検 年に1回	アイバ産業㈱

III 自主点検

前項にかかわらず建築物、火気、危険物等については、次に定める基準により、その結果を記録しておく。下記検査のうち、保守点検契約により外部委託するものについては、点検報告書を保管する。

	対 象	基 準
1	防火及び避難上の施設、設備の使用上における障害の排除、危険物の管理状況	随時
2	火気使用器具、設備の機能取り扱い状況	毎日
3	電気設備の外観機能検査	毎月1回以上
4	電気設備の絶縁抵抗試験	年に1回以上
5	防火ならびに避難用設備の機能検査	6ヶ月に1回以上

IV 自主点検結果報告

- (1) 前項に基づき点検整備を実施した結果、修理・改善を要する事項を発見した場合には速やかに防火管理者に報告する。
- (2) 点検結果の記録はその都度点検責任者を通じ防火管理者に報告しなければならない。

V 改善事項

防火管理者は前項の報告のうち改善を要する事項については、速やかに必要な措置を講じなければならない。

VI 火気使用制限等

- (1) 禁煙場所ならびに喫煙場所の指定。
- (2) 火気使用設備機器等の使用禁止場所ならびに使用場所の指定。
- (3) 工事中の火気使用制限ならびに立ち合い。

VII 火気使用時の注意事項

- (1) 火気使用設備器具類は指定された場所以外の使用を禁止する。ただし、許可を受け立ち合い者のある場合はこの限りではない。
- (2) 使用前の点検を必ず実施する。
- (3) 周囲に可燃物があるかないかを必ず確認する。
- (4) 使用後の点検を必ず行い安全を確認する。
- (5) 灰皿未設置場所の喫煙は厳禁する。
- (6) 退出時は必ず灰皿の点検を行い安全を確認する。

VIII 防火ならびに避難設備に対する注意事項

避難の為に使用する諸設備ならびに防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 避難経路（廊下、階段を含む）に避難の妨害となる設備を設け、または物品を置いてはならない。
- (2) 床面は避難に際し、つまずき・滑りなど生じないように常に配慮する。
- (3) 防火扉は常時閉鎖できるようその機能を有効に保持するため、自主点検のほか閉鎖の為に障害となる物品を置いてはならない。
- (4) 防火扉に近接して延焼の媒介となる可燃性物品をおいてはならない。

IX 工事人等の遵守事項

施設内で必要な工事等を行うものは次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接その他火気を使用する工事を行う場合は作業計画を防火管理者に提出し必要な指示を受ける。この場合、既設諸設備機械への影響もあわせて報告する。
- (2) 火気を使用する作業においては、消火器の備え付け等必要な予防手段を講じる。
- (3) 指定された場所以外での喫煙、たき火等は禁止する。
- (4) 危険物類の使用はその都度防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は作業場ごとに責任者を指定して実施する。

第4章 自衛消防活動

I 平常時の活動体制

(1) 通報連絡

火災が発生した階の職員は自動火災通報装置の鳴動如何にかかわらず、直ちに自衛消防本部（事務室）へ通報するとともに周囲の関係者に連絡する。本部では直ちに火災通報装置で消防機関へ通報し、館内放送にて全体に報知する。なお、館内放送はできるだけ入所者を刺激しないように配慮すること。

(2) 消火活動

- ①消火班は火災の場所・状況等により消火器・散水栓を持って初期消火活動を行う。
- ②出火階の消火班は該当階責任者の指示を待つまでもなく、火災の状況を判断し、所定の活動を行う。なお、他階の消火班員は自階責任者の指示に基づき、これに協力応援するものとする。

(3) 避難誘導

- ①避難誘導班員は人員を確認した後、責任者の指示に従い入所者の誘導にかか
る。歩行可能者は最寄りの非常口から外部へ誘導し、歩行困難者は担送にて断
る。非常階段へ誘導する場合には足元に十分注意すること。
- ②エレベーターは有事の際原則として使用してはならない。
- ③屋上への避難は津波等やむを得ない場合を除き、原則として行わない。
- ④避難誘導終了後、各避難誘導班員は避難人員点呼をとり防火管理者へ報告す
る。

(4) 安全防護措置

- ①防火戸、防災垂れ壁の閉鎖
- ②空調設備の停止および排煙窓の活用
- ③エレベーターの使用中止

(5) 消防隊への引き継ぎ

- ①消防隊の進入を容易にするため、各門扉を開放
- ②火災現場への誘導
- ③情報の提供

II 休日・夜間における活動体制

当直・夜勤者は全員協力して速やかに下記初動措置をとる。

(1) 出火場所の確認

夜間に自動火災通報装置が火災を感知し、非常放送が流れたら各階にある火災受診盤で出火場所を確認する。

(2) 現場の確認

出火場所に行き現場の状況を確認し、施設内に状況を連絡する。

(3) 消防機関への通報・職員への通報

電話または自動火災通報装置により火災である旨を消防機関へ通報する。職員にも緊急連絡網にて速やかに連絡する。

(4) 初期消火

全員協力して延焼防止措置を主眼に、消火器・散水栓を有効に活用して適切な初期消火を行う。ただし避難方向をよく見極めた上、処置のこと。応援者が到着した場合は直ちに状況を報告し必要に応じて避難・誘導・その他の活動に入る。スプリンクラーが作動し消火が完了したら、直ちに制御弁室のバルブを閉め水害を最小限にとどめる。

(5) 消防隊への引き継ぎ

①消防隊の進入を容易にするため、各門扉を開放

②火災現場への誘導

③情報の提供

第5章 地震対策

I 予防措置

地震時の災害発生を予防するため各設備・器具の点検、検査を行う。

- (1) 業務用設備の固定（転倒・落下防止措置）
- (2) 棚類からの落下防止措置
- (3) 建物ならびに付属施設（窓・壁・天井等）の倒壊、転倒、落下の危険性の有無
- (4) エレベーターの点検更新
- (5) 自家発電装置の点検更新
- (6) 居室、廊下、食堂、階段、フロアに避難の妨げとなる不必要なものは置かない
- (7) テレビ、書棚等備品の転倒防止措置

II 事前の出火防止策

点検検査責任者および火元責任者は、地震時の火災発生を予防するため、火災予防管理各項（第3章）に基づく各種施設、器具、検査に加えて、下記諸事項に十分注意し点検、検査を行う。

- (1) 火気使用設備器具の点検事項
 - ①火気使用設備等の本体、燃料容器の転倒防止等をしてあるか
 - ②火気使用設備等の周囲に燃えやすい物をおいていないか
 - ③周囲から転倒、落下する物はないか
 - ④周囲が不燃材料で区画された場所等安全な場所で使用されているか
- (2) 火気使用設備の安全措置の要点
 - ①ガス器具等の総合的な点検は、外部委託者に依頼する
 - ②火気使用設備の転倒、落下防止措置においては、地震動に十分耐えられる強度をもった施工を行う
 - ③火気使用設備等が設置されている場所からの出火を防ぐため、火気使用設備等の周囲の整理整頓を実施すること
- (3) その他の出火防止対策
 - ①教育、訓練の徹底
被害のない小規模な地震に対しても出火を防止するための初動措置を行い、地震等には常に出火防止を図る『くせ』をつける。

②消火設備等の準備と管理

職員は万一の出火に備え、初期消火対策を講じておく。特に最初の揺れが始まったら、出火防止の確認を行い、万一火災が発生した場合には初期消火する。

Ⅲ 備蓄品目

災害時に備え、下記品目は備付しておく。

- (1) 懐中電灯
- (2) 携帯ラジオ
- (3) ヘルメット
- (4) メガホン、拡声器

Ⅳ 災害時に起こりうる事態

施設設備の被害

(1) 電気

停電が起こった場合、非常用自家発電装置が作動し、各階の照明が数ヵ所点きます。屋上の非常用自家発電装置に軽油を補充することで継続送電可能。(停電後、約十数秒後に非常用自家発電装置は作動します) 使用できるコンセント差込口は非常用コンセント(赤いラベル)が使用できる。

(2) 電気錠

停電が起こった場合、バッテリー駆動となり通常と変わりなく使用することができます。火災を発見し火災通報機ボタンを押しますと連動して館内の電気錠は自動的に開錠します。その後の施錠は事務所内の電気錠制御盤で行ってください。

(3) エレベーター

停電時は停止します。停電の際に乗っていた場合には最寄りの階までエレベーターは動き、ドアが30秒開きますのでそこで降りてください。万が一停止したままの状態でしたらエレベーター内の受話器マークのボタンを押しますと、エレベーター会社もしくは施設内インターホン(事務所)につながりますので状況を説明してください。非常用自家発電装置が作動しますと老健は向かって左側と有料老人ホームのエレベーターは動きますが、基本的には使用せず階段を使って避難して下さい。火災を発見し火災通報機ボタンを押しますと連動して停止します。万が一乗っていた場合でも上記と同様に最寄り階まで動きドアが開きますのでそこで降りてください。

(4) ガス

震度5以上の地震でガスは自動的に遮断され厨房を始めとするコンロや施設内全体の給湯器のお湯は使用できなくなります。ガス漏れが起きている場合は検知器が作動しますので火気の使用、電気スイッチの使用の禁止を館内放送にて指示をしてください。

ガスの臭いを感じたら勿論、そうでなくても地震後直ちにガス元栓の閉止を行ってください。1階～4階は屋上にあり、栄養科は施設裏側に設置されています。

(5) 水道

停電時は非常用自家発電装置により受水槽からの給水ポンプは作動します。居室の洗面は非常用コンセントにて送電していますので使用できます。トイレの排水は電気制御のため作動しません。排水時はトイレの排水ボタンを押してください。

V 地震発生時の活動

1 施設内にいる職員

- (1) 事務職員・・・震度5強以上の場合、一斉放送にて地震が発生した旨を伝え、職員の指示があるまで落ち着いて待機するよう放送する。その後も混乱防止のため情報の提供を行う。施設内機械設備の状況確認、情報収集及び対処。消防署または市役所災害対策本部への被害状況報告、対応確認。二次災害、余震に備えた準備。
- (2) 介護看護職員・・・利用者の安否確認、付き添いや声かけなど行い不安を解消する。手当を要する利用者の処置、職員への応急処置。万が一の避難に備えた準備。
- (3) その他の職員・・・利用者の安否確認、事務職員からの応援要請に伴い被害状況の確認、情報収集。

2 送迎中、屋外行事等施設外にいる職員

- (1) 利用者の安否確認、負傷状況の把握、声かけ、不安解消
- (2) 緊急を要する負傷・病状を有する利用者の病院への搬送、施設への現状報告
- (3) ご家族への連絡
- (4) 施設への帰還

3 勤務外の職員

震度5強以上の地震が発生した場合、電話連絡なしに施設へ来る。(震度4以下で施設が被災した場合、必要に応じ緊急連絡網にて要請する)

4 その他

(1) 出火防止措置

二次災害防止のため、火気使用器具の即時使用停止

厨房、その他ガス器具のバルブ閉鎖

(2) 消火活動

火災発生の場合は第4章による

周辺に火災が発生した場合は自衛消防責任者の判断により消火活動に協力する

VI 食糧備蓄

ライフライン、インフラの機能停止により、食材料等の準備が困難と判断した場合、備蓄マニュアルに従い、3日分の食糧確保の準備を行う

VII 薬品備蓄

3日分の薬品を保管する

VIII 避難

避難命令、または避難が必要と判断した場合、各階の救護区分に従い分散しないように気を付け避難する。一時的避難場所は「施設駐車場」とする

第6章 防災教育・訓練

I 防災教育

①防火管理者は年1回以上の防災教育を行う

②職員は進んで防災教育を受け、防火管理に万全を期すよう努めなければならない

II 防災訓練

有事に際し、被害を最小限に止めるため、消防訓練によって消防技術の体得を図る。実施基準は下記によるものとし、予定に基づき実施する。実施前、後は所定の様式により消防署あてに報告しなければならない。(消防実施計画書・消防実施結果報告書・職員の派遣願い)

避難訓練 年2回以上

消火訓練 年2回以上

通報訓練 年2回以上

災害対策マニュアル

はじめに

地震、風水害、その他の災害時に対処するために、ここに防災マニュアルを定める。

当マニュアルは、当施設の職員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。

第1に、職員も含め、人命の保護を最優先する。

第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図る。

第3に、余力がある場合には近隣への協力に当たる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって、迅速・的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員はあらかじめこの内容を理解しなければならない。

第1章 災害時における組織体制

設置時期

震度5強以上の地震、その他の災害発生時
(施設長の指示によるか、施設長不在時には事務長もしくは職制最上位の者が判断する)

設置場所

リハビリケア船橋1階事務室 船橋市本町4-8-30
(建物が崩壊もしくは崩壊の危険がある場合は施設駐車場とする)

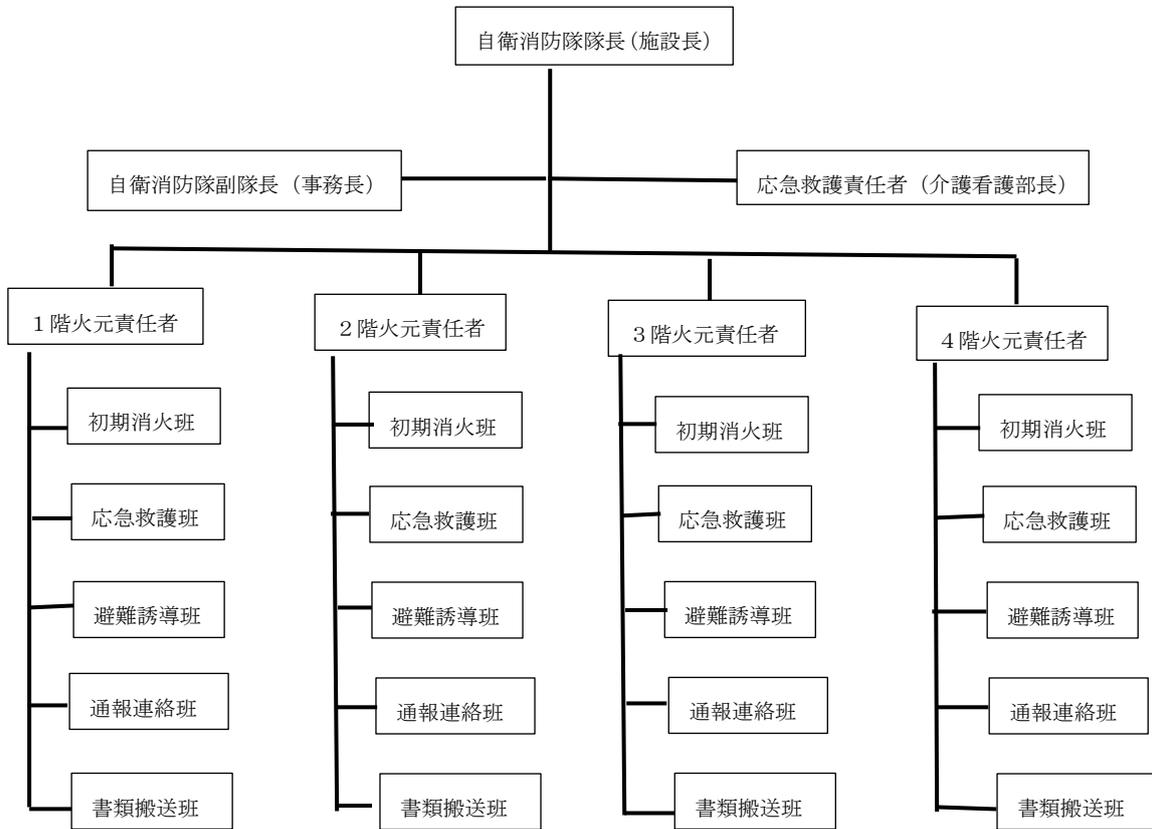
必要機材

- ・電話機 ・携帯電話 ・ファックス ・パソコン ・プリンター ・平面図
- ・職員名簿 ・入所者名簿 ・非常用飲食料 ・毛布 ・救急カート
- ・懐中電灯 ・ポリバケツ ・バケツ ・携帯ラジオ ・ヘルメット
- ・ヘッドライト ・軍手 など

組織内容

自衛消防隊隊長	施設長
自衛消防隊副隊長	事務長
応急救護責任者	介護看護部長
火元責任者	各階主任
初期消火班	各フロア職員
応急救護班	各フロア看護部
避難誘導班	各フロア職員
通報連絡班	各フロア職員
書類搬送班	各フロア職員

自衛消防隊組織図



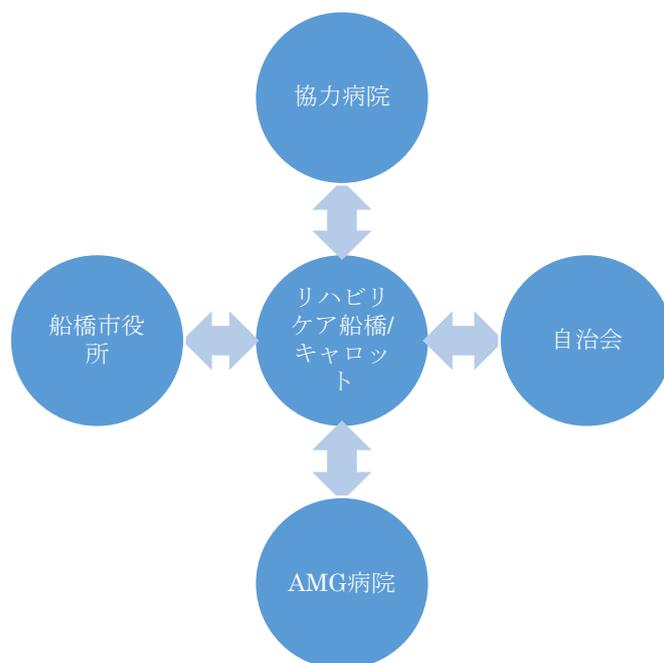
- ※各階火元責任者・・・主任
- 各階初期消火班・・・早番
- 各階応急救護班・・・看護師
- 各階避難誘導班・・・遅番
- 各階通報連絡班・・・リーダー
- 各階書類搬送班・・・看護師

救護区分

担送	<ul style="list-style-type: none">・ 移乗、移動に全介助が必要な状態・ 医療上動かさない状態
護送	<ul style="list-style-type: none">・ 移乗、移動に一部の介助が必要な状態・ 階段にて移動する際、付き添いが必要な状態
独歩	<ul style="list-style-type: none">・ 階段にて移動する際、自力で歩行移動ができる状態

任務

- ① 災害地、施設内、周辺の被災情報の収集、記録、報告、発表
- ② 防災対策決定上重要事項の決定指示、命令、報告
- ③ 施設内の職員、利用者の人員並びに保安措置状況の把握
- ④ 外出中の職員の安全確認
- ⑤ 職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥ 被災情報の収集と確認、救出・救助の応援指示
- ⑦ グループ病院施設、協力病院、船橋市役所、自治会との情報交換、応援要請



第2章 緊急連絡網

1.緊急連絡網

- ・ 職員の安否確認
- ・ 緊急動員
- ・ 緊急連絡一覧表（別表1）

2.注意事項

- ・ 災害発生時、速やかに指定された次の従業員へ連絡する。
- ・ 長電話を避け、連絡は簡潔に行う。
- ・ 次の職員と連絡が取れない場合は、その職員をとばして次の職員へ連絡する。
- ・ 電話での連絡がとれない職員については、災害用伝言ダイヤルを活用し、3日間（72時間）連絡がとれない場合は最高指示者の指定した者（連絡の取れない職員宅の最寄りに住む職員等）が直接訪問する。
- ・ 被災して怪我や被害を受けた職員に対して必要なサポートを行う。
- ・ 緊急連絡網は、情報伝達用連絡網としても使用する。

第3章 情報の収集と提供

収集方法

項目	収集方法	責任者
職員の安否確認	緊急連絡網により電話確認	介護看護部長・事務長
建物の被害状況の把握・記録	介護・看護部、コメディカル、事務部の職員により収集	施設長
設備、物品等の被害の把握		
ライフラインの被害状況	建設業者に建物の被害調査を依頼する	
関係先、関係業者との連絡	関係先、関係業者一覧表より確認	事務長

注意事項

施設内、外出中の職員の安否確認を行う。

怪我人の有無（傷病の程度も）を把握し、必要な措置を行う。

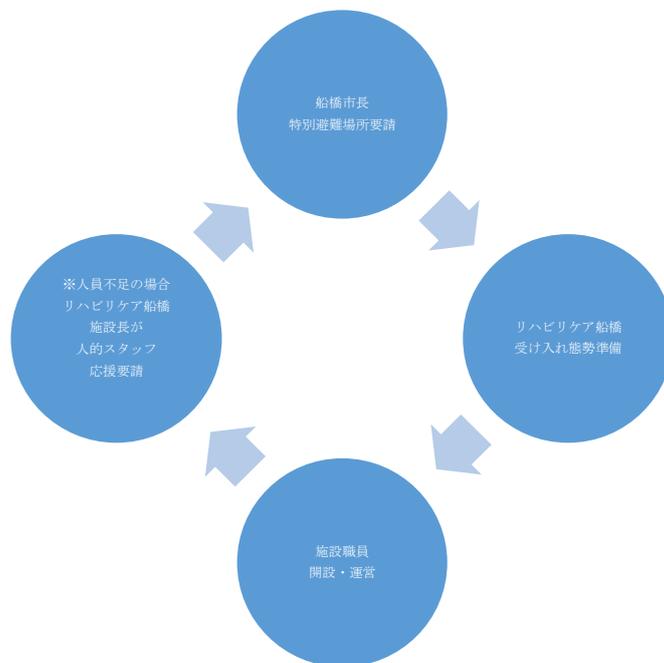
収集した情報は、災害対策本部の所定の場所に掲示等を行い取りまとめ情報の一元化を図る。

（誰にでもわかる方法で）

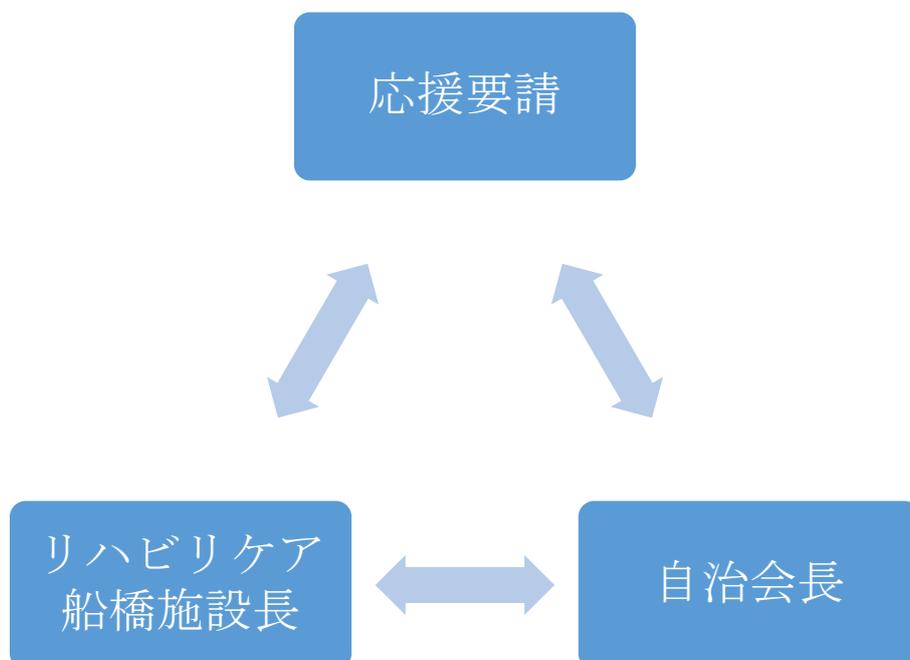
災害対策の為の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。

休日体制や夜間時に発生した場合は、施設近くに住む職員はできるだけ集まり、集まった者で対策を行う。

船橋市役所応援要請



自治会応援要請



第4章 応援救護・初期消火・避難誘導

初期活動一覧表

応援救護	職員による応急措置	職員による応急手当を実施する。
	医療機関への搬送	1.重傷者は、119番通報により救急要請する。 2.同時多発災害や軽傷の場合は、公用車により協力病院へ搬送する。 協力病院： 船橋総合病院
初期消火	火の始末	1.地震発生後、建物内の火気使用場所を点検する。 点検場所： 厨房、ボイラー
	初期消火	1.火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 2.火災が大きくならないうちに初期消火に努める。 (消火器→消火栓→避難誘導) 119番通報 3.渋滞等で消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導	1.避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。
	避難場所	1.火災：原則として地上に向かうが、出来ない場合は、火元から遠いベランダに避難誘導を行う。 2.洪水・高潮：原則として2階以上へ避難誘導行う。(状況により上階へ避難) 3.地震：最初に自分自身の安全を図る。
	非常用持ち出し	1.救急セット、ラジオ、懐中電灯、職員・利用者名簿等
	落ち合い場所	1.施設も壊滅的な大災害時は、船橋小学校に集合する。 2.「災害伝言ダイヤル171」を利用する。

地震発生時における職員の心得 10 カ条

まずは我が身の安全を図る

地震が発生したら、机やテーブルの下に身を隠し、しばらく様子を見る

素早く火の始末

地震後に落ち着いてから、冷静に素早く火の始末

火が出たらまず消火

万が一出火した場合は、周囲に声かけをし、初期消火に努める

慌てて外に出ない

揺れがおさまったら、外の様子をみて、落ち着いて行動する（ヘルメット等着用）

危険な場所には近寄らない

危険な場所にいるときは急いで離れる。

津波、建物崩壊などに注意

危険地域にいる場合、素早く安全な場所に避難する。

正しい情報で行動

テレビ、ラジオ、防災機関からの情報で行動し、誤情報に惑わされないようにする。

人の集まる場所では冷静な行動を

慌てて出口や階段に殺到せず、誘導班の指示に従う。

避難は徒歩で、持ち物は最小限に

車、自転車は使用せずに徒歩で。背負える物を用意し、最低限の荷物で避難する。

車は左に寄せて停車

ラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に車を停車させエンジンを切る。車を離れて避難する際は、カギをつけたままにし、ドアロックもしない。車検証など貴重品を忘れずに持ち出して徒歩で避難する。

関係企業、メンテナンス業者一覧

企業名	TEL	夜間休日	備考
AMG 協議会総務部	048-773-1113		
株フジタ (建築)	03-5474-3067	080-6847-5327	大槻
株フジタ (設備)	03-5474-3874	080-5861-9270	岡田
株DSS センター	043-257-0748	080-4657-9008	濱谷 (電気)
横河東亜工業株	03-5421-4313	090-7256-8550	稲垣 (給排水・空調)
三菱電機ビルテクノサービス株	047-434-1194		
株ニッパツパワーキングシステムズ	0120-899-282		

関係防災情報一覧

情報	機関	機関名	TEL
行政情報	消防	船橋市 消防局	047-435-1111
		船橋市 中央消防署	047-435-8664
	警察	船橋警察署	047-435-0110
		船橋駅前交番	047-422-4900
	県	千葉県危機管理課災害対策室	043-223-2191
		千葉県医療整備課医療体制整備室	043-223-3879
	市	船橋市役所	047-436-2111
		船橋市役所 介護保険課	047-436-2302
	保健所	船橋市保健所	047-409-3668
交通情報	道路	国交省 関東地方整備局千葉国道事務所	043-287-0311
		東日本高速道路(株)千葉管理事務所	043-259-5221
	鉄道	JR 東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600
		京成 船橋駅	047-431-2672
		東武アーバンパークライン 船橋駅	047-422-1002
医療機関	病院	船橋総合病院	047-425-1151
		津田沼中央総合病院	047-476-5111
	歯科	小貫歯科医院	047-424-1833
近隣 関係機関	小学校	船橋小学校	047-422-8118
		市場小学校	047-424-6531
	中学校	海神中学校	047-431-3074
	高校	市立 船橋高校	047-422-5516

ライフライン	電気	東京電力㈱	0120-99-5566
	ガス	京葉ガス㈱	047-422-3364
	水道	千葉県水道局	0570-001245
	電話	NTT	116
気象庁			03-3212-8341

第5章 災害時対策

災害時の活動

定期的に正確な情報を入力し伝達する。

施設内の状況、利用者の状況等を正しく把握し、職員・利用者に恐怖心、不安感を抱かせないよう、落ち着いた言動で指示伝達を行い、デマ・パニックを防止する。

正式な放送はできる限り、施設内放送にて行い、情報の共有を図る。

エレベーターの閉じ込め者の有無の確認

- ・人がいた場合

エレベーター内の人数、怪我人の有無の確認

速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する

通所リハビリテーションは原則閉鎖し、家族への引き渡しを明確にする。

休日・夜間等、勤務者が少ない場合は効率的に動けるよう、優先準備を明確にする
避難誘導時、エレベーター・非常階段前に職員を配置し、進行方向を先導する。

内線の使用

使用可能な場合：回線確保のため、必要以外使用控える。

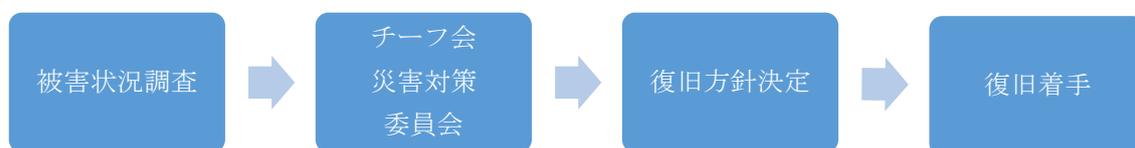
使用不可能な場合：マンパワーによる伝達、伝達時、伝来者であることを相手に伝える
伝令者は各セクション1名とする。

施設内放送（別表1）

勤務外の者が、震度5強以上の震災に遭った場合は、自分と家族の安全を確認後、
できる限り、施設へ駆けつけ避難誘導等にあたる。

第6章

災害後の復旧の流れ



※被害状況調査時に、必要な支援が行える場合は、随時行っていく。

※復旧着手の際、関係先への連絡、打ち合わせを行う。

留意事項

施設内使用不能の場合

船橋小学校に避難する。

被害建物の警備警戒態勢の確保

火気設備、器具の点検を行い安全が確保された後、使用を再開する。

避難した利用者は、建物の安全が確認された後、療養室へ戻る

近隣の救援活動及び復旧計画に、進んで協力を行う

避難場所の提供に協力する

第7章 災害予防対策

建物のその他諸施設の災害予防措置

建物全般的に定期点検と補強、補修の必要項目を洗い出し、計画書に実施

看板、ブロック、ガラス等の転倒落下防止の措置

医療機器、その他備品の転倒落下防止の措置

火気使用設備、消防用設備の安全確認と点検

ベッド、救急カート等の移動転倒防止の措置

パソコン、複合機等の情報機器類の安全対策の措置

避難経路の定期的に巡回し、確認と確保を行う

重要書類の保管

重要書類は、1箇所にとまとめて必要時すぐに持出しできるように保管する。

非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災、爆発又は崩落の危険性のある時とする

非常用備品

非常用備品は災害対策マニュアル第1章の通りとする。

毎年3月31日の棚卸の際に、現在の在庫数、内容物の保管状況の確認を行う。

第8章 防災訓練・防災教育

防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、防災訓練を毎年2回以上実施する。

訓練には、次の事項を盛り込むように工夫する

- 地震発生時の初期対応に関すること
- 災害本部の設置及び運用に関すること
- 情報の収集、伝達に関すること
- 火災発生時の対応に関すること
- 救出救護に関すること
- 通報・初期消火・避難に関すること
- その他の災害に関すること

防災教育

次の教育を毎年1回以上実施する

- 防火・防災マニュアルの概要、見直しについて
- 各担当者の任務と行動基準について
- 災害の一般知識について（地震・風水害・火災・施設内防災設備・特殊災害等）
- 応急処置について

その他

消防機関などが行う普通救命講習会、防災講演会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る。

第9章 帰宅困難者対策

職員の帰宅計画

職制最上位者の指示により適宜行動する

- ①災害後、施設内外の避難救助が落ち着いた段階で、遠方の職員から家族の安否の確認を行う。または、災害伝言ダイヤルを活用する。
- ②安否の確認がとれた職員は引き続き現場の復旧を行う。
- ③安否の確認が取れない職員は遠方のものより時間をずらして帰宅させる
- ④勤務外、近隣からの応援によって職員が充足された場合は、安否の確認が取れた職員を遠方の者より時間をずらして帰宅させる。

※近隣の帰宅困難者が来た場合は、船橋小学校に誘導する。

帰宅避難者 10カ条

- 慌てず騒がず、状況確認
- 携帯ラジオをポケットに
- 作っておこう帰宅地図
- ロッカーを開けたら防災グッズ（スニーカーなど）
- 机の中に簡易食料（チョコレート、キャラメル）
- 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 安否確認・ボイスメールや遠くの親戚
- 歩いて帰る訓練を
- 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロ・タオル）
- 声を掛け合い、助け合おう

基本対応集

火災編

- 1.発見者は大声をあげて周囲の者に知らせるとともに、火災報知器を押す。
- 2.初期消火開始、結果状況を事務に報告。
- 3.初期消火不能な場合、他の者は避難誘導にあたる。
- 4.避難終了後、利用者の安全を確認し利用者数を災害本部に報告する。

災害発生時報告ルート

平日

フロア主任（リーダー） → 事務課 → 119番（消防隊）

↓

三役（施設長・事務長・介護看護部長）

夜間・休日

フロア主任（リーダー） → 119番（消防隊）
→ 事務長 → 施設長
→ 介護看護部長

地震時編

I.地震発生時

- ① 災害対策委員、総務課職員が中心となり、エレベーターの点検を行い、エレベーター内に閉じ込められている者がいないか確認する。閉じ込められてしまった者がいる場合、メンテナンス業者へ早急に連絡する。
 - ・夜間帯は看護師が中心となり点検・確認を行う
 - ・その他職員は、利用者を落ち着かせ、備品の倒壊、転落等が無いか確認するとともに避難体制の確立と、持出し品の準備を行う
 - ・栄養科職員は、直ちに火元の遮断を行い、自衛消防隊本部長に報告する
 - ・災害対策委員、総務課職員を中心として、空調機器の停止を行う
- ② 各職員は、地震の規模が大きいと判断した場合（震度5弱以上）には、避難口と避難経路を確保する。
- ③ 各職員は、自衛消防本部長の指示を仰ぎ避難の有無を確認する。
- ④ 災害対策委員、総務課職員は、テレビ・ラジオ・インターネット等で情報収集を行い館内放送等で、地震発生後の建物・施設内備品等の被害状況等も合わせて情報提供を行う。

避難誘導を行う場合

- ① 避難誘導を行う場合には、館内放送を入れ、各職員・避難誘導班に避難誘導開始を促す。また、面会者がいる場合には協力を要請する。
- ② 災害対策委員は、駐車場に自衛消防隊本部を設置する。
- ③ 災害対策委員、総務課職員は近隣住民等に可能な限り応援要請をする。
- ④ 各職員は避難完了後、利用者と職員の人数確認を行い自衛消防隊本部長に報告する。消防隊到着時にも報告を行う。

避難誘導を行わない場合

- ① 全職員は、利用者の対応にあたる。
- ② 事務職員は館内放送で、施設内で落ち着いて待機する旨と余震に対する注意を呼びかける。
- ③ 消防用設備自主点検検査表を用いて、施設内外の倒壊・破損の点検を行い、状況を自衛消防隊本部長に報告する。
- ④ 引き続き災害対策委員、総務課職員はテレビ・ラジオ・インターネット等を使用して余震情報を中心に情報収集し、施設内にいる者に情報提供を行う。

II.地震発生後

- ① 二次災害の発生を防止するため、消防用設備自主点検検査表を用いて、施設内外の倒壊、破損状況の確認を行い、状況を自衛消防隊本部長に報告する。
- ② 電気・ガス設備において、災害対策委員、総務課職員が中心となって点検を行い（状況によっては点検業者確認後）安全を確認した後、ガスメーターの復旧を行い使用すること。
- ③ 災害対策委員、総務課職員は、携帯電話・施設内電話・パソコン等のネットワーク環境の点検・試験を行う。
- ④ 避難していて施設内に戻る際の決定は、二次災害の危険性の有無等を考慮し、自衛消防本部長が行う。

勤務者

利用者安全確認。ガスのスイッチを確認。スイッチは通所スタッフルーム、厨房内、4階スタッフルームに設置されている。

→昼間は通所、栄養科、4階職員がガスのスイッチを止める。

→夜間は2階フリーの職員が通所に行きガスのスイッチを止める。

厨房は厨房スタッフが帰宅時にガスのスイッチを止める。

4階は4階職員がガスのスイッチを止める。

情報収集と被害状況の把握（対策本部より）

利用者の避難誘導

避難完了後、利用者の安全を確認し、担当職員は利用者数等を災害本部に報告する。

勤務者外

震度 5 強と感じた時は、自分の安全を確認後、施設へ駆けつける

停電編

一部停電か、施設全体の停電か

一部の停電 2 へ

全体の停電 3 へ

2. 該当箇所のブレーカーが落ちている可能性あり

落ちた部分で使用していた電源を切り、コンセントを抜く
分電盤に行き、落ちているブレーカーを探し「on」にする
上がれば復旧終了

上がらず、または上がってもすぐ落ちる → 事務へ連絡

3. 天災等による供給元の異変

エレベーター内に取り残された人がいないかの確認

電気を必要とする医療機器の確認

ナースコール・電話機器等の連絡手段が途絶えるので、巡回の実施と個人携帯電話を携帯する。

※停電時は非常用自家発電が作動し、約 2 日間は使用可能

※使用できるコンセントは赤い文字で書かれているシールが貼ってある所です。

地震による火災編

- ・激しい地震動や建物の崩壊の危険の中にあって火の始末が困難であり、火災が同時に多発発生する恐れあり。
- ・電話が不通となり、公設消防機関へ通報できないことがある。
- ・公設消防機関の活動は、消防力の分散、水道管の破裂などによる消火栓の使用不能、道路の地割れなどによる交通障害により阻害される。
- ・家屋の倒壊などにより可燃物が散乱し、また、ガスや危険物の漏洩、流出なども加わって、市街地全体が非常に延焼しやすい状態となる。

※大規模地震発生時は、勤務中でないものは施設からの応援要請電話連絡を待たずに来所すること。(時間の無駄をなくするため)

風水害編

I.大型台風接近

- ① 災害対策委員、総務課職員は台風接近時、インターネット等で台風情報をプリントし災害対策委員を中心に各フロアー職員へ情報提供を行う。大型台風接近の可能性がある場合は、館内放送設備を用いて面会者等にも注意を促す。
- ② 全職員が窓の戸締り確認を行う。
- ③ 災害対策委員、総務課職員は、各フロアー職員と協力し、窓サッシの結露防止穴等から雨風が入る危険性のある場合は、防止穴をテープで塞ぐ等の対応をする。
- ④ 職員駐車場は、水没の恐れがあるので注意するよう促す。
- ⑤ 窓ガラス等の破損の危険性がある場合は、利用者を極力窓から離し、落ち着かせ、台風の規模によっては、窓ガラスにはガムテープ等を貼るなどの対策も考慮する。
- ⑥ 台風情報を入手し、屋外の物品等の片付けを行い、台風対策を行う。
- ⑦ 災害対策委員、総務課職員は防潮堤を7ヵ所設置する。

※通所リハビリサービス提供時間前の場合は、当日の朝に中止にするか事務長に確認する。また、通所リハビリサービス提供時間内の場合は、サービス提供時間を短縮するか事務長に確認する。

II.大型台風暴風域

- ① 窓、引き戸、網戸の戸締り再確認を行う。(各フロアー)
- ② 窓ガラスの破損に注意する。(台風の規模によっては、ガムテープ等を張るなどの対策も考慮する)
- ③ 利用者を窓から離し、不安にさせないよう落ち着かせる。
- ④ 横からの雨等により、窓の結露穴からの水漏れに注意する。
- ⑤ 職員の帰宅時間帯の場合には待機を促す。
- ⑥ 雨漏り等を発見した際には、早急に総務課まで連絡し対応を依頼する。

III.大型台風通過後

- ① 災害対策委員、総務課職員が中心となり、消防用設備自主点検検査表を用いて不備な箇所が無い点検し、自衛消防隊隊長に報告する。
- ② 職員は、雨漏り等を発見した際には早急に総務課職員に連絡をする。
- ③ 災害対策委員、総務課職員は、携帯電話、施設内電話、パソコン等のネットワーク環境の点検を行う。

台風通過後、船橋市役所より被害状況等の確認メールが届く。

雷雨の激しい時間帯は長くは続かないため、その時間帯の行動は控え警戒にあたること。

施設運営

- ・デイクア開始前の場合は、状況により当日のデイクアを中止する。
- ・デイクア中の場合は、状況により帰りの送りを見合わせる。
- ・施設入所者の受診、外出は避け必要以外に車両の運行はしない。
- ・職員の出勤と帰宅に支障が出る可能性を考慮し、運営要員を確保する。

建物設備

- ・基本的には風雨により建物が影響を受けることはないが、万が一に備えて建物内でも安全な場所を選んで移動する。
- ・飛来したものによる窓ガラスの破損を想定し、カーテンを引いて付近には近づかない。
- ・大雨により浸水の可能性がある場合、玄関付近に土壌を積むなどの対応をする。
- ・屋上、その他の排水が詰まると建物内に水が浸入するので、排水状況を随時確認する。
- ・激しい風により電線が切れたりすると停電になるので、停電の可能性を考え行動する。

豪雪時編

- ① 災害対策委員、総務課職員は冬季の天候動向には注意し、各職員に注意喚起を行う。
- ② 災害対策委員、総務課職員は、積雪となった場合や積雪が予想される場合には、前日に除雪用具を1階倉庫から用意し除雪等にて面会者の駐車スペースを確保する。
- ③ 災害対策委員、総務課職員、通所スタッフは、積雪となった場合や積雪が予想される場合、公用車運転開始前に点検を行い、チェーン装着等を行う。
- ④ 各フロアー職員は、ガラス面凍結時の結露穴からの雨水の浸入に注意する。

特記事項

- ・災害発生時又は発生前後は、パソコンの重要データを保存する等、長時間停電にも備える。
- ・災害時に停電となった場合には、誘導灯のみの点灯となるので足元に注意する。また、利用者のトイレ使用時は、懐中電灯の使用等の対応をする。
- ・自衛消防隊隊長が不在時は自衛消防隊副隊長、自衛消防隊副隊長不在時は災害対策委員長の指示に従うこととする。
- ・夜間、休日時は、全職員をもって各職務に就くこととする。
- ・災害時または前後の通所リハビリテーション、行事等に関しては事務長に確認をとり、中止または延期等の判断を委ねる。
- ・災害発生後は、消防用設備自主点検検査表以外でも、屋上を含めた箇所も点検する。
- ・救護班は、自衛消防組織の救護班を中心とした看護師とする。
- ・大規模火災発生時は、消防計画に基づく。
- ・災害時連絡網は「リハビリケア船橋・きやろっと 緊急連絡網」を用いる。
- ・災害時備蓄管理体制は備蓄マニュアルを参照とする。

粉末消火器の取り扱い方法

- ・ 火元付近まで消火器を運ぶ
- ・ 安全栓を抜く（輪に指を入れ、上方へ引き抜く）
- ・ レバーを上下から強く握る（握れない場合は、下に置いてレバーに体重をかける）
- ・ 燃焼物に直接薬剤を放射する（火炎の根元を掃くようにかける）
- ・ 消火薬剤は最後まで燃焼物に放射する
- ・ 風のある所では風上から消火する
- ・ 避難路を意識して消火活動に当たる。
- ・ 消火後、水による完全な消火を行う。

消火用補助散水栓の取り扱い方法

放水栓使用方法

- ・ 火点に近くて延焼危険がないと思われる散水栓を選定する。
 - ・ 扉を開けバルブを開ける
 - ・ 筒先を抱え火元付近まで移動する。
 - ・ 筒元のノズルを開き放水する。
- ※40 秒程度放水しても、火が消えない場合は、放水を止め避難誘導を行う。

(別表 1)

地震（気象庁震度 4 以上）が発生した場合。

放送

『只今、震度〇の地震がありました。職員が確認しております。
確認の結果は追って放送いたします。』

異常を認めなかった場合

『只今、震度〇の地震がありました。確認の結果異常ありませんでした。
ご安心ください。』

異常が認められた場合

『只今、強度の地震が発生しました。職員の誘導に従い、速やかに避難してください。』

災害用伝言ダイヤル

プッシュ式の電話で伝言を預ける場合

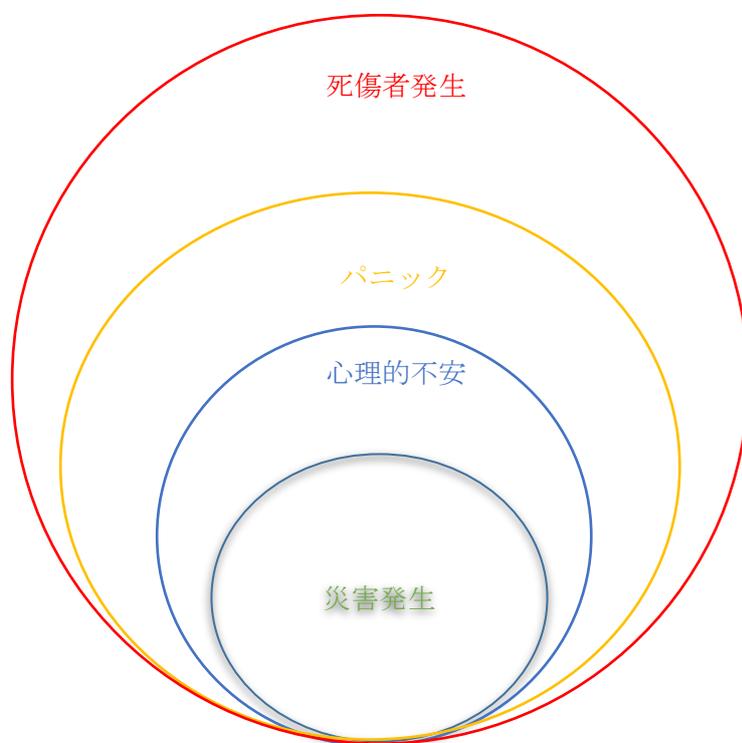
- ① 1 7 1 ⇒ ガイダンス
- ② 1 ⇒ ガイダンス
- ③ 被災地の方の番号（施設の代表番号）を市外局番から入力し最後に【#】を押す
⇒ ガイダンス
- ④ 1 # ⇒ ガイダンス
- ⑤ 30 秒以内に伝言を残す
- ⑥ 9 #
- ⑦ 終了

プッシュ式の電話で伝言を聞く場合

- ① 1 7 1 ⇒ ガイダンス
- ② 2 ⇒ ガイダンス
- ③ 被災地の方の番号（施設の代表番号）を市外局番から入力し最後に【#】を押す
⇒ ガイダンス
- ④ 1 # ⇒ ガイダンス
- ⑤ 伝言が流れる
- ⑥ 9 #
- ⑦ 終了

地震によるパニック

地震が他の災害と異なる特徴は「不意に発生すること」「広い地域に及ぶこと」「二次的災害が大きいこと」などがあげられる。そのため人々の心理的不安が増大し、誤った情報が飛びかい、パニック状態になる可能性があります。人が集まる施設では、人々は恐怖から逃れるために出口や階段に殺到し、1人が倒れると連鎖反応を起こし死傷者をだすことがある。



震度階級別気象庁震度階級関連解説

0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				

4	<p>かなりの恐怖感があり、一部の人、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。</p>	<p>つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。</p>	<p>電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。</p>				
5弱	<p>多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人、行動に支障を感じる。</p>	<p>つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。</p>	<p>窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。</p>	<p>安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]</p>	<p>軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。</p>

5 強	<p>非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。</p>	<p>棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。</p>	<p>補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。</p>	<p>家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]</p>	<p>軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。</p>
6 弱	<p>立っていることが困難になる。</p>	<p>固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。</p>	<p>かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。</p>	<p>耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。</p>	<p>耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。</p>	<p>家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]</p>	<p>地割れや山崩れなどが発生することがある。</p>

6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。